

# 社会福祉法人こうよう会 役員及び評議員報酬規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人こうよう会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤の理事とは、定款第 18 条第 2 項の規定に基づき、選定された本法人を主たる勤務場所とする理事をいう。

3 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の役員をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第 3 条 役員が理事会等に出席した非常勤役員に対する報酬等の額は、別表 1 に定める額を支給する。

2 評議員が評議員会等に出席した評議員に対する報酬等の額は別表 2 に定める額を支給する。

## (常勤理事の勤務報酬等)

第 4 条 理事長及び業務執行理事が法人及び施設の運営のための業務執行の対価として別表 3 による役員報酬を理事会において決定し各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

## (役員の報酬等)

第 5 条 役員に対して各年度の総額が 10,000,000 円を超えない範囲内で別に定める報酬等の基準に従って支給することができる。

## (報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等の支払いは、次のとおりとする。

2 第 4 条の常勤役員については社会福祉法人こうよう会常勤職員給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。

3 第 3 条所定の役員及び評議員についてはその都度現金にて支払う。

4 報酬等は、法令の定めるところによる金額を控除して支払う。

## (交通費)

第 7 条 理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する電車、バス等の公共交通機関を利用した交通費は本法人所定の交通費請求用紙及び領収書をもって、その実費を現金で支払うことができる。

(費用弁償)

第 8 条 理事会、評議員会への出席、及び理事長が承認した法人業務の執行等による支出した通信費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもってその実費を現金で支給する。

(出張旅費)

第 9 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長か理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改正又は廃止は、評議員会の承認を経なければならない。

(適用除外)

第 12 条 施設等の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。  
本規程の制定に伴い、本法人の役員及び評議員報酬並びに旅費規程は廃止する。

別表1 非常勤の役員の報酬

理事・監事

	日 額	備 考
理事会等会議への出席	15,000円	交通費実費含む
監事監査業務等への出席	20,000円	交通費実費支給
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	交通費実費支給

別表2 評議員の報酬

	日 額	備 考
評議員会への出席	15,000円	交通費実費含む
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円	交通費実費支給

別表3 常勤理事の報酬表

号 俸	支給基準額 (月額)
1号俸	50,000円
2号俸	100,000円
3号俸	150,000円
4号俸	200,000円
5号俸	250,000円
6号俸	300,000円
7号俸	350,000円
8号俸	400,000円
9号俸	450,000円
10号俸	500,000円
11号俸	550,000円
12号俸	600,000円
13号俸	650,000円
14号俸	700,000円

別表4 出張旅費

報酬額 (日額)	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費